

記録的な冷夏で、夏休みの子供を海やプールに連れて行く予定をたてるのに、苦労したのは私だけでしょうか？ さて、このニュースが届くころには八都県市ディーゼル車規制が始まっていると思います。取締りの内容については先月ご紹介しましたが、どのような感じで行われるのでしょうか？ 取締りが開始されているのに遅いとは思いますが、今回は7月29日と9月12日に東京都から発表されたディーゼル車規制の最新情報をご紹介したいと思います。

八都県市ディーゼル車規制の話(3)

1.八都県市ディーゼル車規制・輸入自動車の取扱いについて(7月29日発表)

東京都は輸入ディーゼル自動車のうち、PM排出量が欧米での一定の基準を満たすものについて「ディーゼル自動車規制における輸入自動車取扱要綱」を定め、平成15年7月29日に施行しました。ディーゼル車規制より低い値である欧米の排出ガス基準値に適合した車両は、東京都に届出することで適合車両として取扱いするという内容です。VOL38・VOL39でキャリアが並行輸入車の**オルテレンクレーン**について対象になるとご紹介しましたが、その詳細が決定したことになります。

適合対象車

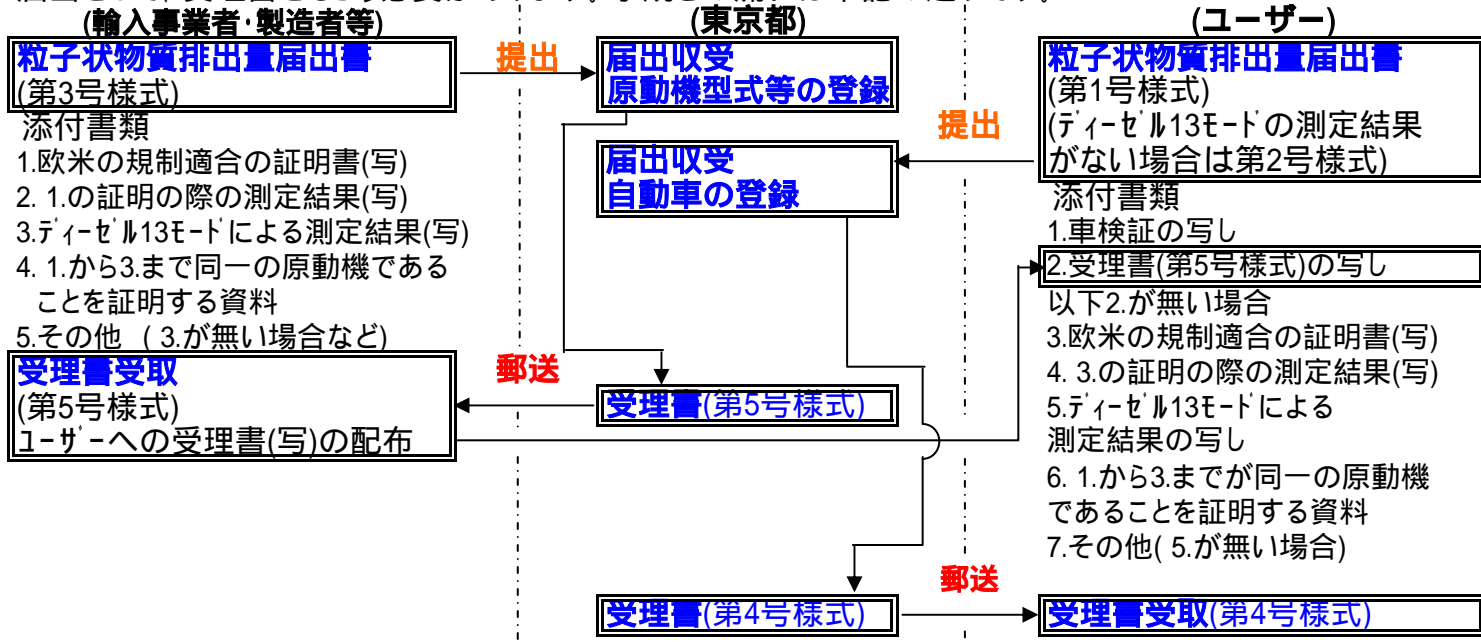
- ・1995年10月1日から適用された**ヨーロッパ**の排出ガス規制(**ユ-ロ** 以降)の適合車両で車両総重量が3.5tを超えるもの。
- ・1994年1月1日から適用された**アメリカ**の排出ガス規制の規制値の適合車両で車両総重量が8500ポンド(3.8t)を超えるもの。

* ただし、「原則として原動機の種類ごとに欧米の規制基準に適合する測定結果の他に東京都の基準に適合するディーゼル13モードでの測定結果がある場合に限る」となっています。

因みに**タノ**製ファンキャリアの型式でいいますと、**GA1000**が**ユ-ロ** に適合していますが、**AR1200M**は**ユ-ロ** にしか適合していませんので、**PM減少装置の取付が必要**となります。おもちの車がどの基準に適合しているかは、各メーカーに問い合わせてください。

手続きの流れ

適合対象車であっても輸入者・製造者が東京都に届出を出し、受理書受け取った後、使用者も届出をして、受理書をもらう必要があります。手続きの流れは下記の通りです。



2.新車納入、装置装着が規制に間に合わない場合の取扱いについて(9月12日発表)

現在車両の買い替えやPM減少装置装着の需要が集中しています。国際サービスでもPM減少装置の取付を行っていますが、装置が無く取付を行えない状況になっています。実際8月の末にご注文頂いた装置の入荷納期が11月となっています。10月に規制が始まるのにと心配していたところ、八都県市(東京都)より規制適用開始前までに**新車又はPM減少装置を発注していることを条件に、八都県市確認証明書を発行し、最長で平成15年12月末までの猶予期間**を設けるとの発表がありました。八都県市確認証明は発行依頼に基づき、八都県市が確認を行い発行するとなっております。又実務上事務代行を各メーカーに認めるとのことになっていますので、新車やPM減少装置を注文しているメーカーに確認の上、手続きを行う必要があるようです。現在各メーカーに問い合わせしても、発表から間も無い為、確実な手続き方法の説明は出来ないと思いますが、規制開始に間に合わない新車や装置についてはメーカーより手続き方法の説明があると思いますので、もう少しお待ちください。

ご不明な点、分からない事等ありましたら是非ご相談ください。